

令和2年度 地域にやさしい商店街推進事業補助金 募集要項

1. 目的・概要

本市に所在する商店街の活性化を図るため、当該商店街の店舗を利用する者の利便性を向上させるために改修工事等をする当該店舗の所有者等に対し、補助するもの。

2. 補助対象者

補助金の交付の対象となるものは、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 次に掲げる団体のいずれかに加入し、又は加入することが決定している個人又は法人（11を超える店舗を管理し、及び運営する者を除く。）であって、店舗を所有し、又は借りていること。

- 1) 商店街振興組合
- 2) 商店街振興組合に準ずるものとして市長が適当と認める団体

- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 小売商業等に関する関係法令等に違反していないこと。

※「店舗」とは、市内に存する小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む店舗をいう。ただし、大規模小売店舗を除く。

3. 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 補助対象者が行う改修工事で、その施工について市内施工業者と契約を締結したもの
- (2) 補助対象者が行う備品購入で、その相手方が市内販売業者であるもの

4. 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 改修工事：工事費、資材費、人件費、その他市長が認める経費
- (2) 備品購入：備品購入費その他市長が必要と認める経費

《補助対象経費の具体例》

事業例	備考
(1) 店外	
①休憩施設の設置	店舗前のベンチ等
②多言語看板の設置	ピクトグラム等表示看板
(2) 出入口	
①スロープの設置	
②自動ドアの設置	
③手すりの設置	
④雨よけの設置	
(3) 店内	
①照明の高照度化	高照度の照明器具の設置
②陳列棚の低位化	面位置の低い陳列棚の設置
③休憩所の設置	
④キッズスペースの設置	
⑤授乳室の設置	
⑥移動式椅子の導入	
⑦配線の埋没化	
⑧多言語メニューの導入	
⑨点字対応	点字メニュー、点字パネルの導入
⑩手すりの設置	
(4) トイレ	
①洋式化	
②おむつ替え台の導入	
③ベビーチェアの導入	
④手すりの設置	
(5) その他	
①空き店舗の活用	空き店舗への新規出店に係る改修工事等
②利便性の向上	上記その他の改修工事等

5. 補助金額等

補助金等は、次のとおり交付する。

- (1) 補助金額 上限15万円
- (2) 補助率 補助対象経費の1/2相当額(1,000円未満端数切捨)
- (3) 補助回数 1事業者1年度につき1回
- (4) その他 補助対象事業は、令和3年3月31日までに全て完了すること。

6. 交付申請

補助金の交付を希望する方は、次の手続きを行うこととする。

(1) 提出書類

- 1) 交付申請書兼誓約書(様式第1号)
- 2) 事業計画書(様式第2号)
- 3) 店舗を所有し、又は借りていることを証する書類
- 4) 改修工事にあつては改修工事に係る費用の見積書及び工事図面、備品購入にあつては備品購入に係る費用の見積書
- 5) 「2. 補助対象者(1)及び(2)」に規定する事項を証する書類
※5)に規定する書類省略のための同意をした者については、提出を省略することができる。

(2) 申請期限 令和3年2月26日(必着)

※申請状況により、期間内に受付を締め切る場合有り。

(3) 申請先

市川市経済部商工業振興課 地域にやさしい商店街推進事業担当
住所：市川市八幡3-3-2-408

(4) 申請方法

郵送、宅配便等

申請先まで郵送等すること。

ただし、FAX及びメール等による申請は認めない。

(5) 交付決定の通知

交付申請提出日から概ね2週間程度で補助金交付決定通知書を送付予定

7. 事業内容の変更・実績報告等

(1) 事業内容の変更

交付決定を受けた後、事業内容等を変更する場合、速やかに本市へ承認を得る手続きをすること。(市指定様式により、変更承認申請が必要)
ただし、補助対象経費は当該申請前の額を上限とし、増額は認めない。

(2) 実績報告

事業完了後、速やかに本市へ実績報告をすること。提出書類は次のとおり。

- 1) 実績報告書(様式第6号)
- 2) 改修工事又は備品購入に係る領収証
- 3) 改修工事にあつては、改修工事前後の店舗の写真

(3) 現地検査

本市への実績報告後、事業が適正に行われていたかどうかを確認する現地検査を行う。審査の結果、適正であると認められた場合、補助金額確定通知書を交付する。

(4) 補助金の請求

補助金額確定通知書を受領後、本市へ請求書を提出すること。
請求書を受領後、指定口座へ補助金を振り込む。

8. 問合せ先

市川市経済部商工業振興課 地域にやさしい商店街推進事業担当

住所：市川市八幡3-3-2-408

電話：047-711-3691 FAX：047-711-1144